

ACUITY **LAW**

MONTHLY LEGAL ROUNDUP

OCTOBER 2022
acuitylaw.co.in

Acuity Law について

Acuity Law は、2011 年 11 月に設立されたインド現地のプロフェッショナル・ファームです。各分野において経験豊富なインド人弁護士・専門家が所属しています。これまで、インド国内外を問わず、多くの企業、ファンド、金融機関、法律事務所、投資銀行、政府機関等に対して各種アドバイスを提供しています。主要取扱分野は、「企業法務」「国際貿易/税務」「紛争」となっており、それぞれ Souvik Ganguly、Gautam Narayan、Deni Shah、Renjith Nair、Dhaval Jariwala が中心となってチームを率いています。

「企業法務」

- M&A
- 救済型 M&A
- 倒産法
- プライベート・エクイティ/ベンチャー・ファンディング
- 雇用法/労働法
- 商取引に関するアレンジメント
- コーポレート・アドバイザー

「国際貿易/税務」

- クロスボーダー・タックス・プランニング/管轄分析
- 組織再編戦略
- 投資ストラクチャー戦略
- エンダウメント・プランニング/ウェルスマネジメント戦略
- 国際貿易/関税
- グローバル・サプライチェーン最適化
- 物品・サービス税 (GST)

「紛争」

- 民事紛争
- 刑事紛争
- 仲裁紛争

上記主要取扱分野に関して、定期的に最新のアップデートをご提供できるよう日々努めております。Acuity Law について更に詳しくお知りになりたい方は、弊社ウェブサイトまで、または al@acuitylaw.co.in まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

The information contained in this document is not legal advice or legal opinion. The contents recorded in the said document are for informational purposes only and should not be used for commercial purposes. Acuity Law LLP disclaims all liability to any person for any loss or damage caused by errors or omissions, whether arising from negligence, accident, or any other cause.

今月の Monthly Legal Roundup は、弊社が 2022 年 10 月に発行した主要な法律・規制トピックに関する記事をまとめたものです。ご興味のある記事については、アクセスリンクをクリックして、詳細を御覧ください。

A. 会社法 (CORPORATE LAWS)

1. KMP norms: Do they apply to private companies?

Hamlin Trust & Ors. vs. LSFIO Rose Investments & Ors.において、会社法上訴審判所 (NCLAT) は、非公開会社が自主的に KMP (Key Managerial Personnel) を選任する場合、2013 年会社法第 203 条に従うべきである、と判断しました。非公開会社には適用されない規定の適用を拡大したものです。本記事では、当該判例の概要および非公開会社への影響について、解説しています。

[Read more.](#)

B. 破産倒産法 (INSOLVENCY LAWS)

1. Supreme Court rejigs priority of tax dues under IBC

State Tax Officer v. Rainbow Papers Limited における歴史的に重大な判決において、最高裁は、Gujarat Value Added Tax Act (2013 年) に基づき請求を行う州の税務部門は、2016 年破産倒産法における「有担保債権者」になるとし、政府に支払うべき債務を無視した再建計画は却下される可能性がある、と述べました。本記事では、破産倒産法の立法趣旨と各種関連する判例を中心に解説しています。

[Read more.](#)

2. IBBI prescribes fee structure for insolvency professionals

インド倒産処理委員会 (IBBI) は、2016 年 IBBI (企業の倒産処理プロセス) 規則を改正し、暫定管財人および管財人に支払うべき報酬決定のための枠組みを規定しました。また、問題をタイムリーに解決し、企業債務者の価値最大化を促進するため、管財人の業績連動型インセンティブ報酬を規定しています。本記事では、当該改正による主な変更点について、我々の見解と共に解説しています。

[Read more.](#)

C. 紛争 (DISPUTES)

1. Relevance of “readiness and willingness” for grant of specific performance

1963 年特定救済法において、契約の特定履行を求める当事者は、契約締結の日から判決日まで、契約の一部を履行する「心構えと意思 (readiness and willingness)」を証明しなければならない、としています。U.N Krishnamurthy v. A.M. Krishnamurthy において、最高裁は「心構えと意思 (readiness and willingness)」の範囲について明確にしました。本記事では、当該最高裁の判決について、解説しています。

[Read more.](#)

Our co-ordinates:

Mumbai

506 Marathon Icon

Off Ganpatrao Kadam Marg

Lower Parel, Mumbai – 400013

Email: al@acuitylaw.co.in